

前川恒雄著「公共図書館基準論」(1971)の考察

薬袋秀樹

元筑波大学

qzw04141@nifty.com

抄録

本研究の目的は、前川恒雄著「公共図書館基準論」(1971)の意義と課題を明らかにすることである。公共図書館基準を体系的に論じた文献を概観し、前川の意見と取り上げた基準等の関連資料、筆者の研究成果を比較した。その結果、基準に関する議論をまとめ、初めて体系的な議論を行ったこと等の意義があること、基準案の詳しい解説記事(数値目標の根拠を含む)の必要性を指摘すること等の課題があったことが明らかになった。

1. はじめに

1.1 研究の背景

1950年に図書館法が制定され、「公立図書館の最低基準」が公布されたが、1967年に報告された「公立図書館の設置および運営の基準案」(以下、「1967基準案」という)は公示されず、1970年までに民間団体や地方公共団体の報告等が作成された。

1960年代までに公共図書館基準に関する文献が20数点発表されたが、数値目標の算定方法を除き、基準等の解説や評価等に関する1~3ページ程度の記事がほとんどだった。当時は公共図書館を専門とする大学教員がきわめて少なく、著作も図書館職員のものを中心だった。

公共図書館基準を初めて体系的に論じた文章に前川恒雄「公共図書館基準論」(1971)⁹⁾がある(以下、「前川論文」という)。前川は当時40代初めで日野市立図書館長を務めていた。非常に貴重な論文であるが、その意義と課題は十分検討されていない。

1.2 研究の目的

本研究の目的は、前川論文の意義と課題を明らかにすることである。主に国の基準・基準案と数値目標に関する意見に着目する。

1.3 研究の方法

公共図書館基準を体系的に論じた1999年までの文献を行政担当者の著作も含め概観し、前川の意見の妥当性を検証するため、取上げた基準等の関連資料、筆者の研究成果と比較する。

2. 公共図書館基準関係文献の概要

2.1 前川恒雄「公共図書館基準論」(1971)

1. 国の定めた基準、2. 『中小レポート』『市民の図書館』、3. 東京都の基準、4. 基準の基準

から成り、1~3で具体的に評価し、それをもとに、4で基準の必要条件を6項目にまとめている。引用文献は栗原嘉一郎(大阪市立大学)、蒲池正夫(前熊本県立図書館長)⁶⁾の記事、米国各州の公共図書館基準に関する資料の3点である。この論文は『前川恒雄著作集3』¹³⁾に収録されている。前川は『移動図書館ひまわり号』(1988)で基準に関するこれ以後の考え方を述べているため、今後検討する予定である。

2.2 前田章夫・『図書館法を読む』(1990)等

著者は大阪府立図書館職員で、『図書館法を読む』(1990)、『図書館法と現代の図書館』(2001)等の基準の章を執筆している。

2.3 沙藤隆茂・大学図書館基準論(1976)¹¹⁾

著者は文部省学術国際局所属で、大学図書館基準に関する意見であるが、参考になるため取り上げる。I 現行の諸基準、II 諸基準の比較、III まとめ、からなる。前川論文の数年後で、異なる点が多い。

用語の定義を示した後、基準は数量的基準と質的基準から成ることを示唆し、「数量的基準は現実のデータの平均から割り出されるのが通例である」ことを指摘している。質的基準に関して、わが国では大学図書館、学術情報に対する一般の理解が不足しているため、図書館を取り巻く人々の理解と支持が必要であり、この点で質的基準や大学図書館の理念論は有意義で、「数量的基準に優先すべき意義を持つ」と述べている。数量的基準については、拡大する図書館機能に追随するものとして定められ、制定後は固定化されがちで基準を越える図書館の発展を妨げること、低い条件の図書館を引き上げるための最低基準の設定は一応可能であることを指摘し、基準が逆効果となるという意見に対しては「見る者の見識の問題」と述

べている。また、数量的基準の数値には裏付けの説明が必要であることを示唆し、現行の要項に疑問を示している。裏付けの説明の必要性は1998～2000年の生涯学習審議会の委員会で議論されている。

3. 前川論文の内容

「3. 東京都の基準」は自治体の基準のため除外し、1967 基準案、『中小レポート』、『市民の図書館』は年代順に取り上げる。

3.1 はじめに

冒頭で検討の方法と基準等に対する姿勢を述べている。取り上げた基準等と英米の基準の「年間増加冊数の比較」のグラフを掲載しているが、日本の公共図書館の平均値は示されていない。前川の提案する数値目標は国の基準等よりも海外の基準に近い。

3.2 公立図書館の最低基準 (1950)

最低基準について、評価すべき点3点と3つの誤りを指摘している。前者は、①蔵書を年間増加冊数で、②職員数を専門職員数で示し、③図書館長の資格を定めたこと。後者は、①年間増加冊数がきわめて少ない、②資料数と職員数がアンバランスである、③図書館を一つの建物と考えること。このほか、補助金が零細で意欲を失わせていること、司書講習が継続されているため、司書の粗製濫造と安売りが続いていることを指摘し、「図書費の1/2くらいは国が補助することにしたら、たちまち全国の図書館は最低基準を突破するだろう。それでも5億円あれば十分であると述べている。

3.3 『中小レポート』 (1963)

「中小図書館運営のよりどころ」としての基準で、「鮮明な図書館思想」を基にサービス方法を導き、「数量的条件」を示したと評価し、「ここで始めて全域へのサービスという考え方が出ている」と述べている。

3.4 1967 基準案 (1967) ⁵⁾

社会教育審議会小委員会の報告で、審議会で承認され大臣に報告されたが、公示されなかった。前川は次の3点を指摘している。①上限として受け取られやすい、②分館網による全域サービス的前提がない、③年間増加冊数があまりにも少ない。①では、栗原の意見、森崎震二(国立国会図書館)の投書、渡辺進(高知市民図書館長)の意見を挙げ、共通点として、望ましい基準が「図書館の上限と受けとられやすい」点を挙げている。

3.5 『市民の図書館』 (1970) ⁸⁾

『中小レポート』の延長線上に作られたもので、基準の考え方を発展させている。「一定水準以下の図書館は経費に比べて効果が少なく、無駄が多くなる。この水準が最低基準である」「年間増加冊数(または図書費)がある点を越えると、それまでの図書館サービスでは考えられなかったような利用がうまれてくる。そうなる図書館のあらゆる業務に無駄がなくなり、経費が有効に使えるようになる」という考え方を述べている。根拠として前川が勤務した3図書館を挙げている。貸出冊数の基準を人口の2倍、それに必要な年間増加冊数の最低基準を人口の1/8としている。

3.6 基準の基準

6項目のうち、主な4項目を取り上げる。

- ・「ア 基準は図書館の発展の努力をうながすためにある」

一般論として「基準は現実より高くなければならない」が、「あまりにも理想をかかげすぎてはならない」と述べた上で、「現在の日本の公共図書館基準は現実からはるかに高い水準にならざるをえない」と述べている。

- ・「イ 基準は図書館サービスの質を換える臨界点である」

基準を「すべての公共図書館がまもらなければならない最低条件」と規定し、最低限の年間増加冊数として『中小レポート』『市民の図書館』の水準を提案している。

- ・「ウ 基準は一つでなければならない」

基準が「二つあることはありえない」と述べ、二つあれば、望ましい基準が「上限となってしまう」ことを指摘している。

- ・「エ 正しい基準は正しい図書館思想から導きだされる」

英国のレポート、米国の基準等では公共図書館とは何か格調高い文章で書かれ、その必要条件が示されていると指摘している。

4. 前川論文の考察

4.1 質的基準論と数値目標の根拠

沙藤の指摘のうち、①数量的基準と質的基準の存在、②図書館の説明手段としての質的基準の意義、③数値を裏付ける説明の必要性の3点は独自の内容で参考になる。④平均値に基づく数量的基準も同様である。1991年の公立図書館基準(案)では平均値をもとに数値目標を算出しており(貸

出冊数は平均値の1.66倍¹²⁾、行政機関の一つの考え方であることがわかる。

前川は自らの提案する数値目標を裏付ける説明は行っているが、説明の必要性は指摘していない。前川が英米の文書の巻頭の文章を評価している点は優れているが、思想と基準を対比しており、質的基準と「人々の理解と支持」を得る手段には触れていない。前川の意見のほとんどが数値目標で、この論文の段階では質的基準の意義は示していない。

筆者は、公共図書館では、1992年基準（局長通知）まで約40年間、質的基準が示されなかったことが、公共図書館に対する理解を広げる上での障害になったと考えている。

4.2 公立図書館の最低基準（1950）

蒲池の著作の他に、有山崧（日図協事務局長）²⁾、清水正三（中央区立京橋図書館長）³⁾、小林重幸（滋賀県立図書館長）⁴⁾の著作がある。有山は最低基準の再検討を求め、清水は年間増加冊数の少なさを指摘しつつ、職員数が多い点を評価し、小林は最低基準3項目の達成率のデータを基に数値を増加する項目と切り下げる項目に分けて提案している。これらの意見を検討すれば、より詳しい分析になったと思われる。

4.3 『中小レポート』（1963）

人口数に応じた図書館数の増加の考え方を述べているが、国の基準への影響は小さいため、今後の研究課題としたい。

4.4 1967 基準案（1967）

1) 解説記事

蒲池は全国図書館大会で報告しているが、その議事録は引用文献に挙げられていない。基準案の趣旨を普及するには解説記事が必要である。解説なしに基準案を理解することは困難で、前川の意見も十分検討されたものとはいえない。前川は基準案の規定を論じる前に、数値目標を含め根拠が示されていないこと、解説記事が必要であることを指摘するべきであった。

2) 公示中止の事実とその理由

大蔵省、自治省の反対で公示されなかったのであるが、公示中止の事実とその理由を示していない。両省の反対は、望ましい基準に対する新たな障壁となるもので、関係者に周知する必要があった。ただし、前川が公示中止に関してどこまで情報を得ていたかは不明である。

3) 数値の上限

「上限と受けとられやすい」ことはしばしば指

摘されるが、それまで数値目標を含む望ましい基準が公示されたことはないため、あくまで予想であり、根拠の検討が必要である。その後の1972-73基準案、1992基準（局長通知）が上限と受けとられたのかどうか、通知等の工夫も含め検証が必要である。

4) 図書館システム（複数館の設置）

複数館の設置について、基準案には「2.②(中略)人口10万以上の市にあっては、人口(中略)等を勘案し、図書館の数を増加するものとする。」

「3.③地域の状況に応じて、分館(中略)を設置する」の項目があり、数値目標にも配慮されている。前川の理解には疑問がある。

5) 年間増加冊数と貸出冊数

説明では、年間増加冊数と蔵書冊数を比較して耐用年数の長さを指摘しており、冊数の少なさを論じていない。森耕一（大阪市立天王寺図書館長）は1967基準案が貸出冊数の目標を示していないことに疑問を示している⁷⁾。前川は触れていないが、同意見と考えられる。

4.5 『市民の図書館』（1970）⁸⁾

1) 議論の対象範囲

臨界点の数値目標は貸出冊数と年間増加冊数である。『市民の図書館』では、対象が市立図書館に限定され、サービス・運営内容も貸出サービス、分館・移動図書館中心である。数値目標が2項目に限定されているため、図書館評価も上記2項目に集中し、図書館サービス・運営の全体を見失う恐れがある。

2) 臨界点理論

臨界点に関しては、根拠や参考となる考え方等は示されていないため、前川個人の考え方と思われる。筆者は次の疑問を持ってきた。

①一定数の年間増加冊数と貸出冊数を臨界点とするには根拠が必要である。『市民の図書館』では「きわめて少ない実例」、論文では「図書館3館」を挙げているのであるから、図書館名、時期、数値等を示す必要がある。

②前川が勤務した3館では、サービスと利用条件が大きく変化した可能性があるため、その点の検討が必要である。

③年間増加冊数と貸出冊数に臨界点がある場合、その実現には一定数の職員が必要であるため、職員数等を含めて検討する必要がある。

④ある項目に臨界点があったとしても、すべての項目に見つかるとは限らない。例えば、都道府県立図書館で見つかる保証はなく、実際示されて

いない。

⑤臨界点は一つしか示されていない。より高い臨界点が発見できなければ、より高い基準を設定することができない。その後、新しい臨界点は示されていない。

⑥この臨界点は、図書館の立場から見た、図書館の希望する貸出水準（住民1人当たり2冊）から導かれた数値で、地域住民の要望や行政施策に適合するかどうかは明らかでない。

⑦筆者の試算では、人口の2倍の貸出冊数は1970年度の全国平均の約10倍、1/8の年間増加冊数は約5倍¹⁰⁾、国が公示する基準値としては高すぎる事が考えられる。

⑧国の基準が臨界点でなければならぬ理由が示されていない。臨界点は基準とせず、行政による政策推進の目標、あるいは民間団体の運動の目標として示すことが考えられる。

4.6 基準の原則

アで、「あまり高い理想像をかかげても(中略)図書館員を意気阻喪させる」と述べているが、それ以前に大蔵省等が認めないことが考えられるため、その点の指摘が必要である。同時に「現在の日本の公共図書館基準は現実からはるかに高い水準にならざるをえない」と述べており、二つの命題は矛盾している。実際には後者を重視した意見と考えられる。

4.7 図書館法の補助金

補助金に関しては、国による資料費の半額補助があり得るかのようには述べているが、図書館法の補助金は「必要経費の一部を国で負担する」ものではなく、奨励金である¹¹⁾ため、慎重な発言が求められる。

5. 前川論文の意義と課題

筆者はこの論文に大きな期待を持ち、活用できる部分は学習や授業で活用してきた。

5.1 前川論文の意義

1970年以前の一部の文献の内容と自分の意見をもとに数値目標の考え方や基準の必要条件をまとめている。公共図書館基準を体系的に論じた文献2点のうちの最初の1点である。

5.2 図書館と図書館行政

前川は公共図書館の立場、沙藤は大学図書館行政の立場に立ち、時期と分野が異なる。沙藤の意見は独自の内容を含み、参考になるため、両者を合せて理解する必要がある。

5.3 解説記事の必要性

前川の意見には様々な検討すべき点があるが、図書館法の二つの基準の在り方に関する提案は個人には困難であり、公共図書館分野全体で対応すべき課題である。1967基準案では、公示中止の事実と理由を示すことが期待されたが、当時の日図協の対応のもとでは困難であったと考えられる。最も重要な課題は、基準案の詳しい解説記事（数値目標の根拠を含む）が必要であることを指摘することであった。

これらを含めて必要な研究を行うには多大な労力と長い時間が必要であり、大学教員による専門的な研究が必要であった。1967基準案の内容の認識、臨界点理論に基づく数値目標については新たな検証を期待したい。

注・主要参考文献（発行年月日順）

- 1) 西崎恵『図書館法』日本図書館協会, 1970. 3, 202p.
参照は p. 105. 羽田書店 1950年刊の復刻
- 2) 有山崧「何から始めるべきか—遵法の提唱」『図書館雑誌』55(6), 1961. 6, p. 181-183.
- 3) 清水正三, 裏田武夫対談「これからの図書館基準はどうあるべきか—その三 公共図書館」『丸善ライブラリーニュース』31, 1963. 3, p. 4.
- 4) 小林重幸「公立図書館の基準問題について」『図書館雑誌』58(6), 1964. 5, p. 286-288, 271.
- 5) 文部省社会教育審議会施設分科会小委員会「公立図書館[の]設置および運営の基準案—文部省社会教育審議会施設分科会小委員報告」『図書館雑誌』61(3), 1967. 3, p. 130-132.
- 6) 蒲池正夫「公立図書館の設置および運営に関する基準案のできあがるまで」『図書館雑誌』61(3), 1967. 3, p. 133-134.
- 7) 森耕一『図書館の話』改訂版, 至誠堂, 1969. 7, 343p.
参照は p. 286-288.
- 8) 日本図書館協会編『市民の図書館』日本図書館協会, 1970. 3, p. 117-120.
- 9) 前川恒雄「公共図書館基準論」『図書館界』22(6), 1971. 3, p. 230-236.
- 10) 『日本の図書館』1971年版, 日本図書館協会編・刊, 1972. 10, p. 8.
- 11) 沙藤隆茂「大学図書館基準について」『現代の図書館』14(4), 1976. 12, p. 146-155.
- 12) 「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(案)の数値に関する資料『図書館雑誌』85(7), 1991. 7, p. 409-410.
- 13) 前川恒雄『前川恒雄著作集』3, 出版ニュース社, 1999. 4, p. 106-128.

書誌事項

- ・葉袋秀樹「前川恒雄著「公共図書館基準論」(1971)の考察」『第70回日本図書館情報学会研究大会発表論文集』2022. 10, p. 33-36.

訂正事項

35 ページ 右欄 上から23行目
臨海 → 臨界 訂正済み

補足説明

35 ページ 右欄 上から6行目
この「ある点」が臨界点です。

35 ページ 右欄 上から10行目
「と述べている。」の後に「このようなサービスの臨界点を基準と考えた。」を補って読んでください。